

愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター
空調設備修繕業務契約書（案）

愛媛県産業技術研究所長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（修繕業務の内容）

第1条 甲は、愛媛県産業技術研究所紙産業技術センターの空調設備修繕業務（以下「修繕業務」という。）を別添仕様書により乙に依頼する。

（修繕料）

第2条 甲は、乙に対し、修繕料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 ）を支払う。

（修繕の期間）

第3条 乙は、本契約締結日から令和8年12月25日までの間に修繕業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、愛媛県会計規則第152条から第154条の規定による。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は、担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、修繕業務の処理を他に委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（調査等）

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して修繕業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（完了報告及び検査）

第8条 乙は、修繕業務を完了したときは、業務完了報告書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に修繕業務の完了について検査を行うものとする。

（修繕料の支払）

第9条 修繕料は業務完了後、全額支払うものとする。

2 乙は、修繕料の支払いを受けようとするときは、前条第2項の検査終了後、書面により甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に修繕料を乙に支払うものとする。

(支払の遅延)

第10条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたとき、又は契約事項に変更があったときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 修繕業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、修繕料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った修繕料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責めに帰する理由により、修繕業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(機密の保持)

第13条 乙は、修繕業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第14条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和8年10月 日

松山市久米窪田町487番地2
甲 愛媛県産業技術研究所
所 長 菊地 敏夫

乙